

労務 (四) 協賛  
 労働者側は、協賛の目的は、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上させることにある。労働者は、協賛を通じて、労働者の権利を保護し、労働者の生活を向上させることができる。労働者は、協賛を通じて、労働者の権利を保護し、労働者の生活を向上させることができる。労働者は、協賛を通じて、労働者の権利を保護し、労働者の生活を向上させることができる。

15.8.41  
 1507



労務第二五一二号  
 昭和五年八月二日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社会局 長官 殿

太田運送店労働争議ニ関スル件 (第四報)

要旨 || 労資ノ交渉進展セズ依思持久戦  
 標記争議ハ前報ノ通事業主ハ労働者側ノ要求ニ對シ別託ノ通函  
 答書ヲ郵送シタルニ争議團ハ事業主ニ誠意ナシト種々對策ヲ協  
 議シ日本運輸労働組合本部ニ於ヒテ又陸上友誼団体ニ飛檄シテ  
 持久戦ヲ策セントシ又七月二十日ハ恒例ノ両国川開ニ付船舶ヲ  
 利用シ資金調達ヲ試ミントシタルカ共ニ不能ニ終リタルヨリ深